



2016年11月7日

アフリカ地域統合の動き

公益財団法人 国際通貨研究所
開発経済調査部 研究員 竹山 淑乃

10月10日、南部アフリカ開発共同体（SADC）とEUとの経済連携協定（EPA）が、発効した¹。今回の協定は、10年間の交渉期間を経て、アフリカの地域共同体とEUが初めて発効した協定であり、関税の撤廃・削減を行い、今後もEUとの安定した貿易関係を構築することができるであろう。

SADCとEUの貿易の7割を占める南アフリカ共和国は、2000年に2者間でEU・南アフリカ通商・開発・協力協定（TDCA）を発効し、既に多くのモノに対する関税が全部または一部免除されている。そういう意味では、南アフリカ共和国にとって、今回の南部アフリカ諸国グループとしてEUと経済連携を結ぶことにそれ程意味があるわけではない。しかし、南アフリカ共和国は、今回、TDCAを解消し、対EUとの協定をEPAに一本化した。これは、EUとの連携と同じくらい南部アフリカ諸国内での貿易制度の統合を重視していることの表れである。

アフリカとEUの貿易額は、アフリカ全体の貿易額の45～55%で推移していたが、2000年以降、大幅に低下し、2015年には全体の31%となっている。一方、中国のアフリカ投資増加に伴い、2000年以降、全体の1～2%で推移していた中国との貿易量も大幅に増加し、2015年には、全体の16%となっている。また、アフリカ域内の貿易に関しても、増加傾向にあり、全体の5%程度であったものが、14%と増加している。今後も徐々にではあるが、対中国やアフリカ域内の貿易増加が見込まれるであろう。（図表1）

アフリカでは、東西南アフリカ単位で地域共同体を設立し、モノ、ヒトの自由な移動の実現が目指されている。また、アフリカの3地域共同体²において、運輸交通及び貿易の促進、自由貿易特区の設立、インフラ開発を目的とした統合の動きがあり、2015年6月に

3 機関自由貿易地域（TFTA）の合意が署名された。カイロからケープタウンまでの26

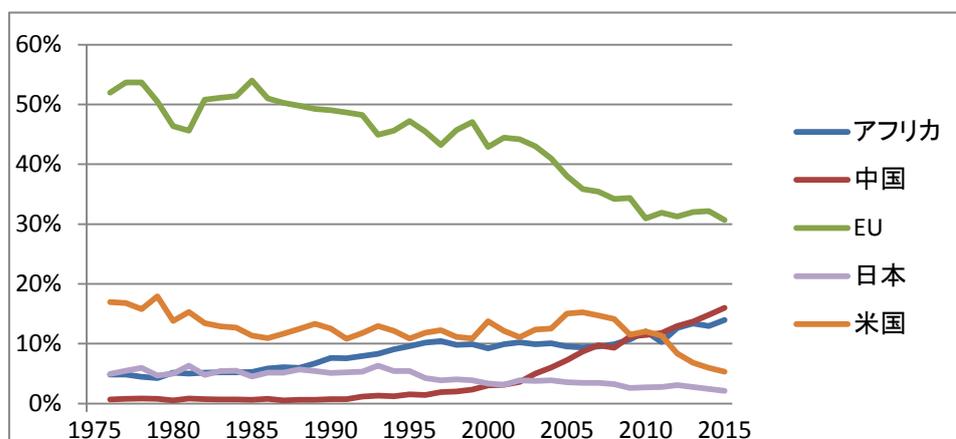
¹ SADC加盟15カ国のうち、南ア、スワジランド、ボツワナ、レソト、ナミビア、モザンビーク、アンゴラの7カ国がEPA交渉グループ。今回、モザンビークは国内にて発効手続き中であり、アンゴラは協定に署名していないが、将来参加する可能性がある。それ以外のSADC加盟国は、他の地域共同体の中でEUとのEPA交渉を行っている。

² 東アフリカ共同体（East African Community, EAC）、南部アフリカ開発共同体（Southern African Development Community, SADC）、南東部アフリカ共同市場（Common Market for Eastern and Southern Africa, COMESA）の3つの機関が合意。

か国からなる市場が創出され、域内の人口は約 6 億 2500 万人、加盟国の GDP の合計は 1 兆ドルを超え、人口では EU や NAFTA より大規模な共同体となる。今後、各国の批准手続きが必要であり、協定発効までには時間を要するが、アフリカ域内の貿易活性化や他国との貿易促進に大きく貢献する協定となるだろう。

イギリスの EU 離脱により、全世界的には地域共同体を維持することの難しさについて多く示されている。しかし、発展途上にあるアフリカでは、域内の貿易活性化や先進国・中流国から投資を呼び込み、対等な貿易取引を行う上で地域統合の実現が必須となるのではないだろうか。地域統合の動きが今後のアフリカ経済成長のカギとなることを期待したい。

図表 1 アフリカ 貿易額国別構成比



(出所) IMF

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。